

お知らせ

INFORMATION

No.2019-06

2019年2月

病体生理研究所

検査受付中止・新規受託について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当研究所をご利用いただきまして誠に有り難うございます。

この度、下記項目において検査の受付中止および新規受託の御案内をさせていただきます。何卒、ご了解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【受付中止となる項目】

- ◆EBV DNA 定量 [17028] …検査案内未掲載 検査実施施設 S
- ◆EBV DNA PCR (血清) [14421] …検査案内未掲載 検査実施施設 S
- ◆EBV DNA PCR (血液) [14422] …検査案内未掲載 検査実施施設 S
- ◆EBV DNA PCR (髄液) [14423] …検査案内未掲載 検査実施施設 S
- ◆EBV DNA PCR (組織) [14424] …検査案内未掲載 検査実施施設 S

※ 代替項目は下記の新規受託検査となります。

《最終受付可能日》2019年3月27日(水) 受付分まで

【新規受託項目】

- ◆EB ウイルス核酸定量 (血液) [38071] …検査実施施設 S
- ◆EB ウイルス核酸定量 (血清) [38072] …検査実施施設 S
- ◆EB ウイルス核酸定量 (血漿) [38073] …検査実施施設 S
- ◆EB ウイルス核酸定量 (髄液) [38074] …検査実施施設 S

《受託開始日》: 2019年3月18日(月) 受付分より

※詳しくは裏面をご参照下さい。

EBウイルス核酸定量

●2018年4月に保険適用となったEBウイルス感染の状態把握に有用な検査です。

Epstein-Barrウイルス（EBV）は、普遍的に存在しほとんど全ての人に感染しますが、生涯にわたる潜伏感染を続けることが知られています。一方で、免疫抑制状態下で再活性化しリンパ増殖性疾患（LPD）の原因となるほか、小児・若年成人における慢性活動性EBV感染症（CAEBV）の発症や、多種多様な細胞のがん化への関与が示されています。

EBV核酸定量検査は、対象疾患の早期発見、診断補助、予後予測、モニタリング等に有用であるとして、2018年4月より新たに保険適用となりました。

本項目は、リアルタイムPCR法により、血液等の検体に存在するEBウイルスDNAを特異的に検出し、定量値をご報告いたします。

【新規受託項目】

項目名称	EB ウイルス核酸定量			
コード	38071	38072	38073	38074
検体材料	EDTA 血液 2.0mL	血清 0.8mL	EDTA 血漿 0.8mL	髄液 0.8mL
保存（安定性）	冷蔵（14日）	絶凍		
採取容器	No.11	No.1→No.41	No.11→No.41	No.41
検査方法	PCR法（リアルタイムPCR）			
基準値（単位）	検出せず（コピー/mL）			
所要日数	3～6日			
実施料（区分）	310点（D0237）			
判断料	微生物学的検査判断料 150点			
備考	<ul style="list-style-type: none"> EDTA 血液は、凍結での保存は避けてください。 他項目との重複依頼は避けてください。本検査方法ではコンタミネーションの影響がより大きくなりますので、検体採取にあたっては取り扱いに充分ご注意ください。 			

*留意事項（抜粋）

- 臓器移植後の患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定する。ただし、移植後1年以内にEBウイルス核酸定量の測定を行い、核酸量の高値が認められた患者については、移植後1年以上経過した場合も、3月に1回に限り算定できる。
- 造血幹細胞移植後の患者であって、HLA型不一致の移植が行われた患者又は移植に伴い抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- 臓器移植後の急性拒絶反応又は造血幹細胞移植後の急性移植片対宿主病に対して抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- 移植後リンパ増殖性疾患を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助又は診断された後の経過観察を目的として実施する場合に算定する。ただし、経過観察を目的とする場合は、当該疾患と診断された日から起算して1月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- 悪性リンパ腫又は白血病の患者に対して、EBウイルス陽性の確認又は確認された後の経過観察を目的として実施する場合に算定する。ただし、経過観察を目的とする場合は、悪性リンパ腫又は白血病と診断された日から1年以内に限り、1月に1回に限り算定する。
- 再生不良性貧血の患者であって、抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- 慢性活動性EBウイルス感染症を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助又は診断された後の経過観察を目的として実施された場合は、1月に1回に限り算定する。

●参考文献

Kimura H, et al: J Clin Microbiol 37 (1) : 132~136, 1999. (検査方法参考文献)
 日本造血細胞移植学会: 造血細胞移植ガイドライン EBウイルス関連リンパ増殖症 2018年2月 (臨床的意義参考文献)
 日本小児感染症学会: 慢性活動性EBウイルス感染症とその類縁疾患の診療ガイドライン 2016 (臨床的意義参考文献)

以上